

平成 28 年 7 月

教育後援「桐光会」会員各位

教育後援「桐光会」会長 小寺 暢之

拝啓 盛夏の候、皆様におかれましてはますますご健勝のこととお慶び申し上げます。平素は教育後援「桐光会」の運営に格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

平成 28 年 6 月 11 日の開催の总会総会で会長となりました小寺暢之です。前任の菅野会長に引き続きよろしくお願ひ申し上げます。なお、議事概要は、同封の「总会の議事概要」及び「桐光会 HP」をご覧ください。

さて、桐光会では、これまでも目白大学・目白大学短期大学部の学生を持つ保護者が正会員たる本会において、不慮の事故等による経済的困窮で修学困難となった学生を支援して参りましたが、今年度より、支援対象の学生を広げ、より多くの学生が修学に専念できる環境を整えることを目的に奨学金を拡充いたしました。

つきましては、添付（「桐光会」奨学金一覧）をご覧ください、対象となる奨学金の申請をご検討の方は、本会が事務を委嘱しています各キャンパスの担当部署（注 1）にお問い合わせください。

平成 28 年度秋学期奨学金の申請締切日は 10 月 7 日（金） ですので、必要書類（注 2）等は早めのご準備をお願いいたします。なお、申請書の配付、申請手続きは 9 月 23 日（金）から担当部署の窓口のみの対応となります。 なお、本会奨学金には併給不可、併給制限がございますので詳細は担当部署にお問い合わせください。

敬具

（注 1）本奨学金に関する問合せ先

新宿キャンパス： 学生部学生課 03-5996-3123

岩槻キャンパス： 修学支援部学生課 048-797-2117

お問い合わせ等は、平日（除く土、日、祝日）の 9 時から 15 時 30 分をお願いいたします。

【ただし、8/10(水)から 8/17(水)まで休業させていただきます。】

（注 2）申請に必要な書類は 注 1 の窓口での申請書お渡しの際、ご案内いたします。

なお、奨学金の種類に関係なく、お住まいの市区町村発行の以下の証明書が必要となりますので、お早めにご準備ください。

- 1) 家族全員が記載された住民票（3 ヶ月以内に発行されたもの）
- 2) 父母両方の平成28年度（平成27年分）の所得証明書あるいは課税証明書等（収入・所得の種類（内訳）と金額が明記されていること。市区町村により名称は異なります。母子あるいは父子家庭の場合は母あるいは父のみ）、無収入や非課税（専業主婦等）の場合でも、「最新の所得証明書等（平成27年分）（収入が0の場合でも必ず「0」と金額の入ったもの）」が必要です。（源泉徴収票ではありません。）

教育後援「桐光会」奨学金一覧

		(1) 応急支援奨学金	(2) 生活支援奨学金 (2年生以上)	(3) 一人暮らし学生支援奨学金 (今回は短期大学部1年生のみ募集、 学部生は春学期に募集します)	(4) 遠距離通学生交通費支援奨学金 (今回は短期大学部1年生のみ募集、 学部生は春学期に募集します)
対象者	学生の状況	入学後に生じた天災、災害、保護者の死亡等、予期せぬ家計状況の急変で学業継続困難となった学生	学習意欲があり、成績優秀であるが経済的困難を抱えている学生	申請6か月前より一人暮らしをし、申請年度も引き続き一人暮らしをすることが確実な学生 〔保護者の居住地からの通学が2時間以上を要す、 又は一人暮らしを要する理由が認められる学生〕 なお、申請時点で休学しておらず、かつ退学、休学の予定がないこと。	申請6か月前より自宅から大学まで通学時間が片道2時間以上、あるいは通学定期代が月額2万円以上を要する学生 なお、申請時点で休学しておらず、かつ退学、休学の予定がないこと。
	成績基準	GPA2.0以上 (自然災害、火災等は成績基準なし)	GPA2.5以上(学部2・3年生) <u>(4年秋学期、短大生2年秋学期のみGPAは2.0以上)</u>	GPA2.0以上	GPA2.0以上
	学費支弁者の状況	入学後に主たる学費支弁者が次のいずれかに該当すること ①死亡、重篤な傷害、疾病等 ②解雇、人員整理、希望退職応募等による失業(自己都合退職を除く)、経営会社倒産に伴う自己破産 ③地震、津波、風水害等の自然災害、火災による甚大な被害	次のいずれかに該当すること ①保護者(父母合算)の前年収入あるいは所得が給与・年金収入合計金額800万円未満あるいは事業所得等の金額350万円未満の者(前年度所得証明書あるいは課税証明書による) ②母子家庭、父子家庭等で経済的困難 ③保護者の失業、病气、けが等で経済的困難	保護者(父母合算)の前年収入あるいは所得が給与・年金収入合計金額800万円未満あるいは事業所得等の金額350万円未満の者(前年度所得証明書あるいは課税証明書による)	保護者(父母合算)の前年収入あるいは所得が給与・年金収入合計金額800万円未満あるいは事業所得等の金額350万円未満の者(前年度所得証明書あるいは課税証明書による)
募集時期	大学生、短大生とも1年秋学期、および2~4年の春・秋学期	大学生、短大生とも2~4年の春・秋学期	短大生は1年秋学期	大学生は2~4年の春学期 短大生は1年秋学期	
支給対象費用	1学期分の学納金(上限50万円)	1学期分の学納金(上限30万円)	学生家賃の一部補填として月額3万円を12か月分(総額36万円)	1か月通学定期代(上限2万円)を12か月分(総額上限24万円)	
支給方法	学納金として桐光会より目白学園に納付	学納金として桐光会より目白学園に納付	18万円を半年毎に指定口座へ振込	6か月分を半年毎に指定口座に振込	
留意事項			支給対象期間中に退学、除籍、休学した場合は当該月以降は支給しない。 支給済みの場合は返金の義務を負う。	支給対象期間中に退学、除籍、休学した場合は当該月以降は支給しない。 支給済みの場合は返金の義務を負う。	

※本奨学金は学生が申請者となり、面談・選考を行いません。また、年度予算の範囲内で申請書等の内容を勘案するため、条件を満たしても選考の結果、不支給となる場合があります。

※本奨学金は、学納金の一部として徴収している桐光会会費(半期5千円)を納めている会員が対象となります。

※本奨学金は、すべて給付するものであり、返済を要しません。

※本奨学金の併給等について

- ① 応急支援奨学金は1事由につき在学中1回限り(異なる事由であれば複数回申請可)
- ② 原則として、生活支援奨学金は在学中1回限り
- ③ 原則として、本奨学金の複数の種類を同一学年で併給することは不可
- ④ 原則として、一人暮らし、遠距離通学は、いずれか¹在学中通算1回限り
- ⑤ 見舞金は他の奨学金、見舞金と同一学期でも併給可